

三重大学工学部 USJC 奨学生 募集要項

1. 申請資格

奨学金の給付を受けることができる者は、三重大学工学部に在学する第3年次の学生（外国人留学生を除く）であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 学業成績が優秀と認められ、申請年度の前年度のGPAが3.0以上でそれを維持する見込みがある者
- (2) 将来、三重県内の企業に就職する見込みがある者
- (3) 品行が正しく、かつ、心身共に健康で意欲的な者
- (4) 奨学金給付期間中にユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社 三重工場への企業訪問（※）ができる者

※ ①工場見学・先輩社員との交流、②自身の専攻もしくは研究に関する発表会を予定

2. 募集人員 1名

3. 応募手続き

- (1) 提出書類 ※提出書類は返却しません。

ア 奨学生願書（別紙様式）

イ 学業成績証明書

ウ 学生生活の状況及び今後の進路についての作文をA4書式で3頁以内にまとめたもの（様式自由）

- (2) 提出先

提出書類は、令和4年4月28日（木）までに、工学研究科チーム（学務担当）に提出してください。

- (3) 奨学生の決定

奨学生の採用は書類審査（必要に応じて面接）を実施し、選考委員会の審議を経て学部長が決定します。

採用決定通知については、別途指定する日に直接交付します。

4. 給付内容

- (1) 奨学金の給付額は、1人当たり年額50万円とし、2年間の給付とする。
- (2) 奨学金は、原則、6月、8月、11月、2月の一定日に4分の1を給付するものとし、給付は振込送金の方法とする。
- (3) 奨学金は、原則として返還を要しない。

5. 奨学金の給付停止又は打ち切り

(1) 給付の停止

奨学生が休学又は長期にわたって欠席した場合は、選考委員会は当該期間の奨学金の給付を停止します

(2) 給付の再開

奨学金の給付を停止されたものが、その事由が止んで願い出たときは、選考委員会の審議を経て奨学金の給付を再開します。

(3) 給付の打ち切り

奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会の審議を経て奨学金の給付を打ち切るものとします。

ア 退学又は転学したとき

イ 停学その他の処分を受けたとき

ウ 社会的な問題を起こしたとき

エ 学業成績が著しく不良になったとき

オ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき

カ その他奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったとき

6. 注意事項

(1) 提出書類の記載事項に虚偽があった場合、前項に関わらず、決定を取り消し、給付金の返済を求めることがあります。

(2) 他の奨学団体から給付を受けている場合（応募している場合）も応募できます。